岩美町自動車臨時運行許可事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「法」という。)及び道路運送 車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)の規定に基づき、自動車の臨時運行の許可に関し必 要な事項を定めるものとする。

(申請)

- 第2条 法第34条の規定による自動車の臨時運行の許可(以下「許可」という。)を受けようとする 者は、自動車臨時運行許可申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を町長に提出しなけれ ばならない。
- 2 申請者は、前項の規定による申請の際に、許可を受けようとする自動車について、次に掲げる書面を提示しなければならない。
 - (1) 自動車損害賠償保障法(昭和 30 年法律第 97 号)に規定する自動車損害賠償責任保険証明書 又は自動車損害賠償責任共済証明書で、保険期間が許可期間を充足しているもの。
 - (2) 自動車検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書又は登録事項等証明書など申請自動車が確認できるもの。
 - (3) その他町長が必要と認めるもの。
- 3 町長は、許可申請にあたり必要と認めるときは、申請者に対してその者の住所、氏名など申請内容について確認できる資料(自動車運転免許証等)の提示を求めることができる。
- 4 前回許可を受けた車両と同一の車両につき継続して許可申請があった場合は、その目的を確認するため、補足説明又は書類等の提示若しくは提出を求めることができる。 (許可)
- 第3条 町長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、これについて審査し次の 各号のいずれかに該当する場合は、これを許可する。
 - (1) 当該自動車の性能を試験する目的のために試運転を行う場合。
 - (2) 新規登録、新規検査、当該自動車検査証が有効でない自動車についての継続検査又はその他の検査の申請をするために回送を行う場合。
 - (3) その他町長が特に必要があると認める場合。
- 2 申請者が第7条の規定に違反しているとき、町長は当該申請を許可しないことがある。
- 3 前条第4項において正当な理由が認められない場合、町長は当該申請を許可しない。

(許可の期間)

第4条 許可の有効期間は、5日以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。

(許可証の交付)

第5条 町長は第3条第1項の規定により許可したときは、臨時運行許可証(様式第2号。以下「許可証」という。)を交付し、かつ、臨時運行許可番号標(以下「番号標」という。)を貸与するものとする。

(手数料)

第6条 許可に係る申請手数料は、岩美町手数料徴収条例(平成12年3月27日条例第11号)の 定めるところによる。 (許可証等の返納等)

第7条 許可を受けた者は、許可証の有効期間が満了した日から5日以内に町長に許可証及び番号 標を返納しなければならない。

(許可証及び番号標の亡失等)

- 第8条 許可を受けた者は、番号標を紛失したときは、直ちにその旨を紛失した区域を管轄する警察署長に届け出なければならない。
- 2 許可を受けた者は、許可証若しくは番号標を紛失したとき又は著しくき損したときは、紛失(き損)届(様式第3号)により、速やかに町長に届け出なければならない。

(弁償)

第9条 許可を受けた者は、番号標を紛失したとき又は著しくき損したときは、現品又は実費相当額を弁償しなければならない。

(番号標失効の告示)

第 10 条 町長は、番号標の紛失の届出があったとき又は許可を受けた者の所在不明等により番号標の回収ができないときは、当該番号標が失効した旨を告示するとともに、関係警察署長及び中国運輸局鳥取運輸支局長に通知しなければならない。

(許可の取消し)

第 11 条 町長は、偽りその他不正な手段により許可を受け又は不正に使用したことを発見したときは、直ちに許可を取り消し、その旨を許可を受けた者に通知するとともに、許可証及び番号標を回収するものとする。

(自動車臨時運行許可台帳)

第12条 町長は、許可証を交付したとき、返納されたとき又はその他の処理をしたときは、自動車 臨時運行許可台帳(様式第4号)に、必要な事項を記載するものとする。

(許可件数等の報告)

第 13 条 年度が終了したときは、速やかに当該年度における許可件数等を臨時運行許可件数等報告書(様式第 5 号)により中国運輸局鳥取運輸支局長に報告しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。